

令和3年8月27日

医学部学生各位

副学長 大槻 マミ太郎
教務委員長 藤本 茂

COVID-19 対応について -第16報-

COVID-19 の感染拡大に伴う教務委員会としての対応については、これまで第15報までを発出し、お知らせしてきたところです。

間もなく2学期が開始となりますが、令和3年8月20日から栃木県に対して緊急事態宣言が発令されたことに伴う対応として、教務委員会にて下記の事項が決定しましたのでお知らせします。

記

1 緊急事態宣言下の講義、実習、試験の対応について

- (1) 1-3 学年の講義、実習につきましては、新たな知識、概念を定着させる必要があることを勘案し、原則、対面型授業で実施します。
また、学びの復習や応用に係る講義等の場合には、メディア授業を併用する場合があります。
- (2) 4-6 年の講義については、学びの復習や応用に係る講義等の場合、科目責任者の判断により、メディア授業を併用することとします。
- (3) 試験については、従来通り試験会場で実施します。

2 緊急事態宣言下の BSL の対応について

BSL については、「COVID-19 対応ガイドライン：BSL (Version6)」の定めに従い、感染対策を徹底のうえ、対面により分散実施としますので、再度、ガイドラインを十分に確認してください。

「COVID-19 対応ガイドライン：BSL (Version6)」

<https://www.jichi.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/2021041902.pdf>

3 Moodle による健康管理入力の確認について

Moodle への健康管理入力については、講義、実習及び BSL の開始 15 分前までに Moodle に体温測定結果を入力することとし、入力していない場合は、出席を認めず欠席扱いとする運用としていたことから、未入力者については、学事課教務係から個人宛にメールを送り、入力を促してきたところです。

しかし、再三にわたる注意喚起にも関わらず、未入力者が減らないことから、2 学期以降、学事課教務係からのメール送信は中止します。今後は、「未入力＝欠席」になるという自覚を持って、健康管理入力の徹底に努めてください。

本通知に対する問い合わせ先
学事課教務係